

第2回 市民自治推進会議

会 議 概 要

日 時：平成23年4月22日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役本庁舎 12階 1号会議室

1. 開 会

○事務局（横尾市民自治推進課長） 皆様、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回市民自治推進会議を開催いたします。

私は、市民まちづくり局市民自治推進課長の横尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2回目の会議から武岡明子委員が参加されております。ここで、時間をいただきまして自己紹介をいただきたいと存じます。

武岡委員、お願いします。

○武岡委員 札幌大学法学部の武岡明子と申します。前回は出張に出かけておりまして欠席させていただきました。失礼いたしました。

私の専門は、行政学や地方自治論という分野でございます。自治体のコミュニティ政策や自治体の支所、出張所のあり方、都市内分権のようなものにも興味を持っております。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（横尾市民自治推進課長） ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思いますので、佐藤座長、引き続きお願いいたします。

2. 議 事

○佐藤座長 それでは、議事に移りたいと思います。

まず、議事の1番目は、資料1でございますが、自治基本条例第31条に基づく評価の仕組みについてです。これについて、事務局から、運用も含めまして説明をお願いします。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 地域支援担当係長の小澤からご説明させていただきます。

前回の会議で丸山委員等からご意見をいただきましたが、市民自治推進会議の位置づけ及び評価の仕組みの全体像の説明が若干不足していたと思いますので、改めまして、今回は自治基本条例第1条に基づく評価の仕組みの全体像をもう一度確認し、推進会議の役割について確認したいというふうに思っています。

資料の1枚目のところに抜粋でございますが、第31条及び第32条の条文を書いております。第31条は、改めて読みますが、「市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない」という文言を受けて、我々としては、評価の仕組みの検討を平成19年からとり行っております。

1のところに検討経過がありますけれども、これまで平成19年度から、試行的ではありますが、市民による集中評価会議という形で行ってまいりましたし、市民自治に関する

アンケート調査は平成21年度に行ってまいりました。その実効性を含めて、副市長をトップとする市民自治推進本部の方で議論を重ねております。その結果ですけれども、市民の方、または有識者の方、いろいろな方からさまざまなご意見をいただきながら、一つは多角的な評価の仕組みを整備するというのは、市民自治というものが非常に幅広い分野にまたがり、さまざまな角度から見つめ直す必要があるということから、さまざまな意見をいただきながらパズルを組み立てるように、いろいろな評価の仕組みを整備する必要があるのではないかとということを中心として、その結果を最終的には市民自治推進本部に報告する形をとって、最終的には市が総合的に評価を行うということが妥当ではないかという検討結果になっております。

その上で、評価の仕組みの整備に関する考慮事項ということで、これまで平成19年度からいろいろな取り組みをやってきた中でどんな意見があったかということを中心に三つ書いております。簡単に言えば、さまざまな立場の市民から無作為抽出で意見をいただくような集中評価会議というやり方もあるでしょうし、アンケート調査も一つの手法でしょうし、今回の推進会議のように委員の皆様からご意見をいただくという形も一つのあり方ということで、こういったものをそれぞれ整備する必要があるのではないかとのご意見を考慮して整備を進めたところです。

2番目に、評価の仕組みの構成・運用についてということでございますが、我々としては改めまして昨年12月に四つの柱ということで整理させていただいております。一つ目は、有識者や公募委員などから構成する市民自治推進会議、二つ目は、市民による集中評価会議、これは無作為抽出の市民から委員を募集するやり方でございます。それから、三つ目は各種アンケート調査、四つ目は行政評価シートを活用した市民自治の職員内部の評価です。この四つを柱として総合的にそれぞれの評価を出していくということで決定しております。

各評価につきましては、例えば市民による集中評価会議の結論と今回の市民自治推進会議の意見とどちらかがどちらかに影響するというのではなく、それぞれがそれぞれの機関として評価しておりますので、それぞれの評価を束縛することなく評価をしましょうということを念頭に置いて運営を進めていこうと考えております。

また、今回、推進会議を含めて年度ごとに取りまとめ、直近の市民自治推進本部に報告するという形をとろうと考えております。

3番目は、評価の仕組みのイメージを図で示しております。いわゆる評価の仕組みとしては4本の柱を立てておりまして、これ以外にもさまざまな評価がございますが、主にこの4本の柱で進めてまいりたいと考えております。また、その中で、集中評価会議、アンケート、そして公募委員を含めた市民自治推進会議の方は市民参加の評価の仕組みとしても取り扱い、この4本をまとめて推進本部の方に報告していく形で考えております。

その中で、我々の方としては、市役所内部の改善に努め、それが市民に影響を及ぼし、または市役所内部の改善を進め、そういったものがまたフィードバックされ、その結果を

評価していくという形で循環させていきたいと考えております。

この中で、4番目にございますが、市民自治推進会議の役割について、もう一度整理する観点で記入してあります。

目的ですけれども、第31条の規定に基づきまして、専門的な見地に立って市民自治によるまちづくりの施策等を評価することを目的としております。この会議は、学識経験者の皆様や地域活動の実践の方々など市民自治に関心がある方をもって構成しておりますが、専門の見地という部分につきまして、我々としましては各委員の皆様が専門分野の意見を言うということももちろんあるでしょうけれども、皆様が取り組んでいる研究成果、またはこれまで取り組んでこられたまちづくりの経験などを生かした上で、市民としての立場も踏まえつつ、市民自治の評価に取り組んでいただくというふうに広い意味でとらえておりますので、決してこの専門的な見地というものが高度な部分で市民とかけ離れているという部分ではありません。

このペーパーとしては最後の取り組み内容ですけれども、この会議は、各条項に基づく施策等の運用状況のうち札幌市が指定したものについて評価、意見を行うということにしております。ただ、今年の推進会議につきましては、平成23年度は条例を施行して5年目となります。その中では、前半部分に書いてありますが、条例第32条の中で5年を超えない期間ごとに条例の見直し等を行うと書いてございます。こちらの規定を重視しまして、やはり条例の全般的な評価、または意見、課題出しを行いながら、このことについても検討を進めていきたいと思っております。したがって、市民自治推進本部が7月下旬ごろを予定に検討しておりますので、それまでに一旦、条例の見直しの方向性について中間報告をしたいと考えております。また、年度の後半につきましては、前半の議論の経過を見ながら検討してまいりたいと考えております。

この資料については以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ただいま、資料1について説明をいただきましたけれども、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

これは、前回の丸山委員からのご指摘を踏まえて若干修正したというふうに考えてよろしいですね。

丸山委員、何かございますか。

○丸山委員 特にありません。ありがとうございます。

○佐藤座長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 もし、特になければ、こういった仕組みで進めていくことをご了解いただいたものとして、次の議事の市民自治に関する取り組み状況について、資料2の市民自治の評価を行う作業工程(素案)というものがございます。これについて、事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（小澤地域支援担当係長） それでは、続きまして、私から説明させていただきます。

2番目の作業工程につきましては、今後のスケジュールに近いものがございますので、ここで皆様と進行について共有したいと思っております。

一番左側に、自治基本条例の各項目を章ごとに抜き出しております。自治基本条例は、前文を除きまして8章でできておりますが、そのうち前文及び第1章につきましては目的や定義ということになっております。そして、第2章から第7章までがそれぞれの市民自治の取り組みなど事業に係るような規定となっております。そして、今回やっている評価の仕組み及び見直し等の検討につきましては、第8章に規定されております。このことを受けまして、前文及び第1章の定義の部分ですけれども、皆様にはきょう改めてパンフレットをお渡ししておりますが、前文及び目的や定義については平成15年から市民会議やワークショップなど数を重ねてつくってきました。今回の会議では、改めて前文または総則の目的の文言の確認を行いたいと思っております。ただ、現状としましては、ここは目的として自治基本条例の根幹の部分でございますので、特に評価する指標及び数値はございませんが、改めて見直して、条例の目的などを今回の評価にも念頭に置きたいと考えております。

また、第2章から第7章までは、それぞれ市役所の取り組み、事業がかかわっております。したがって、第1回目のときに自治基本条例の各条項に係る事業を紹介する資料を提供させていただきました。今回も、参考資料としまして、一番後ろのページに各条項に基づく事業の構成があると思います。

札幌市自治基本条例各条項に係る主な取り組み状況を参考資料2としてつけております。これは、第1回の会議でもお出ししてご説明させていただきましたが、こういった整備状況もかんがみる必要があると考えております。

この後、これらに係る事業等の運用状況、または実績数値をご報告させていただきたいというふうに考えております。

また、今回の仕組みを検討するに当たって一つの検討課題にもなっておりましたけれども、札幌市には行政評価という制度がございますので、行政評価と今回の市民自治の評価は何が違うのかという部分をもう一度整理しておきたいと思っております。

行政評価というのは、各個別事業における評価、また成果や運用、方向性を評価するものになりますが、今回の自治基本条例に係る市民自治推進会議での評価というのは、各事業における細かな部分の成果に着目するよりも、むしろ条例に基づいた整備状況やそれぞれの事業の運用状況、実績数値ということで、当然かぶるところはございますけれども、もう少し広い視点で評価するという形になりますので、今回の資料で少し概念をあらわしております。今回、参考資料2と資料3、資料4で、市が市民自治に関して取り組んでいる状況について説明したいと考えております。

その後、右側に行きまして、市が市民自治の取り組みをつくるということだけは市で

きるのですけれども、それを受けとめる市民側の意識というものも評価の観点の一つになるであろうと考えております。したがって、市民への意識の調査の検証もあわせてこの会議で行いたいと考えております。こちらにつきましては、後ほど資料5、資料6で説明させていただきますが、主に5種類のアンケートから、例えばそこに書いてあるとおり、情報共有については、情報提供はわかりやすいか、市政への参加については、参加の意欲を高められるようなものを行っているかなどという視点で市民の意識を調査しておりますので、こういった数値もきちんと押さえながら評価の視点としていきたいと考えております。

一番右側に参りまして、もう一度確認になりますが、当会議で何を評価するかといいますと、市が市民自治に関する施策等について整備、運用しているかを評価という観点で言えば、市の整備運用面も当然評価の軸となりますが、もう一方で、市民がそれに対してどのような意識を持っているかという側面もございますので、この両面から課題や成果などの意見出しを各委員の皆様をお願いしたいというふうに考えております。

その中で、幅広い分野で市民自治に関する施策がございますが、特に重点的に評価、検証が必要な部分はどこかということも検証していく必要があるのではないかと考えています。議論をまとめていく上では、どこが重点的なのかということも意識調査などの結果を考慮して課題を整理していきたいと思っています。今回の会議は4月ですけれども、この資料を踏まえまして、この課題出し、意見出しを4月または次回の5月に行いたいというふうに考えております。

そして、下の点線でございますが、課題出しを行った上で、その評価や課題を受けて、それらを改善する、または乗り越えるために条例の文言等について見直しをどうするかということについて6月に検討を進めたいと考えております。

条例につきましては、現段階では見直す、見直さないというものは特にございませんが、あらゆる方向性から検討を進めたいと思っておりまして、6月、7月の2カ月を使いまして、約2回の会議があると思いますが、方向性を確認したいと考えております。

先ほども申しましたが、7月末の市民自治推進本部への中間報告も含めまして、7月までで一旦、課題出し及び、それを受けて条例をどうするかという方向性をつけたいと考えております。

年度の後半につきましては、この前半の進捗状況も踏まえて考えておりますが、特に喫緊な課題につきましては、関係部署にご協力をいただきましてヒアリング調査をする、または他市の事例を調査するなどを考えておりますし、そういったものの提言の取りまとめまで年度内に進めたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ただいま、資料2に基づきまして、この会議で我々に求められていることや作業工程について、大まかな説明がございました。先ほどの条例第32条に基づくおおむね5年の条例の見直しということもございましたが、これらのことについて何かご質問、ご意見はご

ざいますでしょうか。

先ほど、ヒアリングということをおっしゃいましたが、それは7月までに行うのですか。その後ですか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 現時点で考えているのは、まず、7月までは課題出しと条例の方向性の検討を優先したいと考えておりますので、ヒアリングにつきましては、喫緊の課題につきましては7月以降、8月からということになると想定しています。

○佐藤座長 わかりました。

ほかは特にございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤座長 工程表的なものが若干示されておりますけれども、委員の皆さん方の議論によっては、多少、その辺の修正もあるかと思えます。もしご意見がなければ、一旦、こうした流れを軸に置いた上で、さまざまな状況や、市民のアンケートなどの実績数値を見て議論、評価を進めてまいりたいと思えます。

この工程の中で、先ほど係長からも説明がございましたように、市民の意識とか市の取り組みということが重要になっているようでございますので、本日は議事（3）になっておりますが、市民自治に関する市民意識の調査結果について、資料3以降を事務局から説明いただきたいと思います。

○事務局（小澤地域支援担当係長） それでは、ちょっと長いのですが、資料3から6までをあわせてご説明させていただきます。ちょっと長いので、簡単なご説明にさせていただきます。

まず、資料3につきましては、条文等において取り組みをそれぞれ行っていますが、その主な項目で数値を拾えるものを抜き出しております。先ほども言いましたが、参考資料2の方でさまざまな取り組みを行っております。その中でも数値等で少し参考になると思われるものを抜き出して考えております。

まず最初に、第13条の市長の役割及び責務でございますが、広く市民の意見を聞くという部分がございます。そちらの観点で言いますと、集団広聴の実施ということで、タウントーク、ふらっとホームなどの推進ということがございます。これにつきましては、自治基本条例ができる前から行われていたものも含めてありますけれども、特に出前講座はこれまでに14万人程度受講されているということもあります。人数も年々加速度的にふえてきております。空欄の部分はまだ集計が出ていないところでございますが、出前講座につきましては平成22年度も444件の2万2,000人となっております。

ただ、これにつきましても、例えばごみ有料化があったときにはごみの減量等の出前講座ということで、そのときそのときにテーマが多いもの、少ないものがございますので、その数字につきましては若干のばらつきがあるのも事実でございます。

それから、第14条の職員の責務でございます。

こちらはちょっと長目に書いておりますが、職員の責務としましては、市民自治に関し

て漏れなく取り組んでいくということを市民自治推進室として取り組んでおります。そういう観点から、平成18年の条例ができるちょっと前ですけれども、施行前に市民自治推進本部を設置しまして、副市長を本部長として庁内の進行管理を進めております。また、職員のための情報共有・市民参加推進の手引の作成を平成20年度、チェックリストの運用を平成21年度から進めております。

少し解説させていただきますと、手引につきましては、具体的に自治基本条例の基本原則第6章にあります情報共有、市政への市民参加、身近な地域のまちづくりの部分の特にあらゆる事業において取り組んでいくという姿勢を徹底するために制定したものでございます。情報共有につきましては、当然ですけれども、わかりやすい情報、または具体的に検討する前の段階ということで種の段階という表現をしておりますが、できるだけ事業が固まる前から出せるものは情報提供していくという姿勢をきちんと市民に提供しますということを明記しています。

また、市民参加の推進ということでございますが、特に重要であります企画立案、計画段階におきまして、公共施設などを建てる、または条例を制定するといったときには必ず市民参加を行うことということで規定しております。また、一つの手法で満足することなく、例えばパブリックコメント以外にもアンケートや説明会を行うように複数手法を義務づけているところです。そのほか、実施段階、評価段階におきましても、できるだけ評価の段階では市民委員を入れるとかアンケートをとるということを記入しております。

職員への周知につきましては、全職員は1万3,000人ぐらいますけれども、専門職、医師、看護師等も若干いますので、そういった方を除きまして、平成20年12月時点での事務にかかわる方、消防士も含めまして1万1,872人に周知を行ったところでございます。また、自分の事業でどのような取り組みが合っているのか、シンポジウムとは何か、フォーラムとはどのようなものなのかといったものを解説する本もおおむね係の単位で1冊ずつ配りました。各職場におきましては、ただ配るだけでは見過ごされたりしますので、必ず会議等で職場で共有するようにとこちらから通知しております。その結果、97%の職員には周知ができておりますが、残りの3%につきましては、産休とか病気のためにお休みされている方などがおりますけれども、おおむねできていると考えております。また、対話ということを原則にしましたが、97%の職員のうち98%の方は対話の会議や研修という形で周知できております。また、遠隔地にいる方に対応するために、個別に学べるeラーニングというものをパソコン上ではできるようにしております。

また、条例に取り組んでいくといっても、説明会をどうやって行うのか、この事業には何が適しているのかということの参考とするため、参考事例集も平成19年度から配付しているところでございます。

右側へ行きまして、今のような取り組みを各事業で漏れなく行うために、チェックリストを設定しました。部長以上の起案につきましては必ずチェックリストを添付するというように規定しております。部長職以上の起案になる場合には、ある程度、事業の方向性など

を決める段階に必ず該当しますので、おおむね漏れなくこういったものがチェックされるであろうということで部長以上の決裁となっております。

そのためにも、我々としてチェックリストが適切に運用されているかどうかということでの効果測定を平成22年1月に行いました。こちらは部長職以上の起案ということで、各部長に対してどのようなチェックリストが効果がありましたかというアンケート調査を行いました。その結果、適正に添付されているというのは約9割となっております。また部内での取り組みの姿勢も、変わらないという人は4割いますが、高まったという人も6割いるという段階になっております。また、部下の議論がふえた、あとは情報提供の手法が増加したなどという意見もいただいておりますが、反面、課題点としまして、チェックリストをつくるのが目的となって形骸化している部分も見られるのではないかと、また、最初の方はチェック項目が多かったものですから簡素化すべきではないかという意見も踏まえまして、平成22年10月に簡素化も実施しております。また、チェックリストがすべてではないということもありまして、チェックリスト以外の取り組みの検討もすべきではないかというご意見もいただいているところです。

それから、第21条のパブリックコメントの運用でございます。

こちらにつきましては、件数及び意見数、そして修正項目がそれぞれ公開されているものを、同様の政令指定都市または少し大きい都市との比較で出しております。ただ、一概に同じ施策でパブリックコメントをしているわけではございませんので、こちらはあくまでも参考数値となりますので、そちらを注意書きとして四角に書いてございます。

札幌市は、主に件数、意見数、そして修正項目まで出ております。名古屋市、横浜市につきましては、まだアップされていなかったということもありますので、今後出るかもしれませんが、現時点ではこのような数値となっております。

また、数字が多いところ、例えば札幌市の平成19年の意見数が多いところは、子どもの権利条例の部分で約9,000件あったということもありますので、一概にその年がなぜ多いか少ないかということも案件によって大分違いが見られるというところでございます。

次に、資料4に参りたいと思います。

市政への市民参加の推進というところでございます。

特に、条文にもございますが、附属機関等における公募委員の導入については、札幌市は要綱による規定にさせていただいております。こちらにつきましても、附属機関及び条例で規定されていない機関で言うところの類似機関もがございますが、こちらの推移につきましてはほぼ横ばいでございます。若干、課題としましては、委員数も違いますけれども、真ん中辺に委員の内訳がございますが、政令指定都市及び東京とを含めたものの平均値等を委員の内訳で調べたものがございます。その中で、特に公募委員の部分なのですが、各延べ委員数の中における公募の割合は77人の4.2%です。政令指定都市の平均としては4.7%ですから、若干低い数字になっております。

市民参加に関する規定等ということで、公募委員に関する条件というものがあるかどうかということになりますけれども、札幌市及びほかの大都市においてはおおむね変わりない形になっております。例えば、兼任の制限が4機関までというのも札幌市も同様に取扱いしておりますし、年齢制限におきましては、ある都市もありますが、札幌市は今のところございません。また、継続制限や職員の制限、公募の規定が、要綱ではございますが、整備されております。

それから、第25条の情報公開でございます。

情報公開におきましては、情報公開請求という部分も含めて考えております。情報公開請求につきましては、あくまでも申請者が札幌市の方に情報提供を求める場合に使われる部分ですので、こちらの方は、参考資料2に書いてあるとおり、制度は整備されております。ただ、件数としましては、市民自治の形よりも市が行っている施策として数値は若干不十分ということもありますので、ことしは市政刊行物で、要するにどのぐらい情報提供が進んでいるかということで参考までに数値を出しております。冊子等を含めまして、特にチラシ等ですけれども、件数は年々ふえているところでございます。

もう一つ、ホームページの閲覧件数につきましても調べることができたのですけれども、先月12日にホームページのリニューアルをしたばかりでして、今、数字をとっても参考にならない可能性がございますので、若干期間を置いてホームページの閲覧のモニターの結果を出したいと思っております、削除しております。

それから、右側でございますが、第28条のまちづくりセンターを拠点としたまちづくりということで、今回、数字として出せるものを出しております。

一つは、まちづくりセンターの現状の認知度ということで、こちらは先月に発表しておりますけれども、まちづくりセンターに関する調査ということで、7,500人の無作為抽出による市民に郵送にてアンケート調査を実施しました。この結果、名前等、何らかの形でまちづくりセンターを認知している方は56%おりましたが、反面、その中でどんなことが行われているかということは33.4%という形になっております。今後、より皆さんに知っていただく努力を進めていく必要があると思えます。

それから、条例の中にありますまちづくり協議会、多様なネットワークの形成によるという部分ですけれども、まちづくり協議会につきましては、ほぼ市内の9割の地区でできている形になっております。平成21年度と平成22年度で数字がふえていないように見えますけれども、同じ地区に二つ協議会があった場合は一つにまとめるとか、各地域でさまざまなネットワークの再形成も行われておりますので、ふえていないように見えますけれども、着実に一つ一つの地域に協議会がふえている現状でございます。

それから、元気なまちづくり支援事業に伴う財政的支援ということで、平成17年度から約4億円を各区に配当しております。その結果、地域のまちづくり活動事例ということで、あくまでもまちづくりセンターがかかわる地域のまちづくり活動の数値ですが、平成18年以前からからございましたが、それも条例ができて以降、順調にふえております。

特に、新規事業数ということで、間にバツが入っている線がございますけれども、こちらは、まちづくりセンターの機能により地域のまちづくりを支援しようという形で条例に制定されて以降にふえたものでございます。こういう形で、新規の事業は順調にふえております。

それから、資料5に行きたいと思います。

資料5は、今までの施策等を踏まえまして、それらを市民がどのように認識しているかということをもとめたものでございます。今回は、アンケートの調査ですけれども、市政世論調査、評価指標達成度調査、施策に対する市民満足度調査、市民自治に関するアンケート調査という四つのアンケートを組み合わせまして市民の意識度調査をまとめさせていただきました。こちらについては、詳しく説明させていただきます。

情報共有につきましては、平成20年の市政世論調査からこういう項目を入れております。平成22年度は、項目がなかったものから入っておりません。わかりやすいかという質問につきましては、わかりやすいという答えが、平成20年度は47.5%、平成21年度は47.2%です。同年度にやった市民自治に関するアンケート調査ですが、こちらでは57.7%の方がわかりやすいと答えていますが、わからないと答えている方も約3割いるのが現状でございます。

それから、情報の量について聞いた設問もでございます。その場合、適切と答えた方が約半数以上おられます。また、多いという答えも10%、少ないと答えた方も3割強いらっしゃいました。

情報共有の主な改善点につきましては、さまざまな意見が出ておりますが、この部分につきましては、先ほど言いましたとおり、市のホームページがリニューアルされておまして、今後また数字も変わってくる可能性があるというふうに考えております。

それから、右側の方に行きますが、市政への市民参加ということで、これは当室がやりました市民自治に関するアンケート調査の結果を踏まえております。

市政に参加したいと思うかという質問ですけれども、このアンケートの中では参加したいと答える方が76%いらっしゃいました。その反面、同じアンケートの中に市政へ参加する機会が多いかという質問がございまして、その中で少ないと答えた方が約7割いらっしゃったという現状がございまして、また、市政へ参加した経験があるかということで、あると答えた方が14%程度、ないと答えた方が85%という数字になっております。また、市民の意見が反映されているかという実感につきましては、反映されている、いない、わからないが約3割ずつに分かれている現状でございます。

いろいろ議論もあると思いますが、市政へ参加したいという市民、また議会等を踏まえて意見を出すということを考える市民もいらっしゃいますので、一概には言えないのですが、今回のアンケート結果では市政の参加が実感できる、またはその舞台をつくり上げるということを、市政へ参加する機会が少ないと言う方がいらっしゃる以上、より進める必要があるのではないかと考えているところでございます。

それから、地域へのまちづくりの参加でございます。こちらは、地域のまちづくりの参加経験を経年でとっております。まず、平成18年度から平成22年度の参加経験ですけれども、ほぼ横ばいとなっております。一方、下の方に参考ということで自治という数字があります。こちらの経験があるは53.8%、経験がないは46.2%となっております、若干違っております。こちらの自治のアンケートについては、まちづくり活動というものにつきまして解説をつけました。そのときに市民が答えた結果は、53.8%が参加経験があるでした。この解説のときには、例えば家の前を掃除するとか、道路の除雪をするといった身近な地域のまちづくりも一つのまちづくり活動ですという解説も含めて出すと、大体こういう数字になりますので、聞き方が数字に影響する部分もあるかなと考えております。

それから、地域のまちづくりに参加したいかという意向ですけれども、平成19年度から約7割程度で推移しております。参考までに言いますと、同じ市民自治のアンケートでは、参加したいが64.3%、したくないが35.7%という数字になっております。

最後に、一番下に長細い形で載せていますが、満足度調査ということで、平成22年度に行ったものでございます。こちらにつきましては、市政への積極的な情報提供と市民意見の仕組みの充実についての満足度を聞いております。例えば、広報さっぽろの広報活動や広聴・相談、それからオンブズマンの充実などを聞いております。重要であると答えている方が85%いらっしゃいますが、満足度としては、満足しているが15%、まあ満足しているが53%ということで、約68%の方が満足という程度にとどまっております。

もう一つ、自治に関係するところとしましては、市民の主体的な地域のまちづくりの推進ということで、地域への会館設置や自治会などの活動の場の支援といったものをどの程度重要視し、満足度はどの程度あるかという設問がございました。重要であると考えている方が29%、まあ重要であるが51%ということで、約8割の方が重要であると答えている一方、満足しているが8%、まあ満足しているが46%ということで、5割強という段階になっております。この辺で、満足度が十分に浸透していない部分もございます。

長くなって済みませんが、最後の資料6に行きたいと思えます。

市民自治意識探求調査を行っております。

こちらにつきましては、最初にお断りしておきますが、ヒアリング調査を行っております。まちづくりセンターに関する調査を7,500人に郵送しました際に、そのアンケート票にあわせてヒアリング調査のご協力をしていただけませんかというお願いをした結果、268人の方に最寄りの地区会館に集まっただき、その方に個別にヒアリング調査を行ったという結果でございます。ですが、札幌市民全体を評価するという上では、今回は業務委託で行いましたが、調査会社の方からは約400人以上の数字がないと札幌市民を総体的に見るという数字にならないということもございまして、今回は本当に皆様にご協力をいただいた中でやっておりますけれども、268人という数字ですので、あくまで参考としてごらんいただければと思います。

この市民自治意識探求調査のやり方ですけれども、開催地域は、都市部、郊外住宅地、アパートが密集している地域、エリアが広域なまちづくりセンターの区域などをサンプル抽出しました。その中で、33地区をサンプル調査しまして、そこの市民の方に無作為抽出で郵送しております。その結果、最寄りの地区会館等でヒアリングやるので来てくださいということで、幾ばくか交通費の謝礼を支払っておりますけれども、そういった形での参加ということで268人来ていただきました。

調査項目につきましては、(5)にございますが、市民自治、自治基本条例に関する現状認識、身近なまちづくりの基本原則である情報共有、身近な地域のまちづくりの参加、市政の参加についてヒアリングを行いました。

ここに(5)が二つありますけれども、進行過程は(6)でございます。

進行過程におきましては、我々市の職員が一つ一つ立ち会いまして、先に簡単な説明を5分程度行いまして、その後に集団ヒアリングを行ったという形をとっております。

以上のような背景を踏まえましての調査結果でございますが、市民自治という言葉を知っていた方は約6割、61%となっております。また、自治基本条例を知っていた方は約4割となっております。このことにつきましては、どの程度ということもございますが、我々のヒアリングの中では市民自治という考え方も多様な考え方がございますので、こういう言葉を知っていらっしゃいましたかという聞き方をした結果がこういった数字になっております。

そして、先ほど言いましたとおり、市の職員による説明が5分ございまして、そちらを聞いて市民自治または条例の理解が深まりましたかという質問につきましては、たった5分ではあるのですけれども、7割の方に理解が深まったと言っていた結果となっております。

これらについて、どのようなご意見があったかと言いますと、主な自由意見として、真ん中下段に書いております。市民自治や自治基本条例の必要性は感じているという方が大半ではございましたが、言葉や内容が難しいと感じているという方も結構いらっしゃいました。また、市民自治の内容や必要性は理解できるけれども、市からもっと説明する機会をもらったり、子どもたちへ普及したらどうかというご意見もいただきました。また、市民自治の取り組みをもっとPRすべきだというご意見もいただいております。

また、(2)ですが、基本原則に伴う改善策も聞いております。情報共有につきましては、高齢者の方からは、やはりインターネットを多用するのではなくて紙で見たい。それから、若い方も結構いらっしゃいましたが、そういった方では地上デジタルの文字放送やブログ、ツイッターなどさまざまな情報媒体が欲しいという意見をいただいております。身近な地域のまちづくりに関しては、まちづくり活動というものにイメージが明確ではない、また参加しやすくなるためには活動時間などの工夫が必要である。また、コミュニケーションを活性化して声かけをしてくれれば参加しやすいというようなご意見もいただいております。

市政への参加につきましては、今まで行ってきた我々が取り組みや事業は敷居が高いと感じますというご意見が大半でございました。また、気軽にご意見を伝える方法があってもいいのではないかとというご意見もありました。また、届けられた自分の意見がどのように扱われたかがわからないということで実感が持てないというご意見もございました。

以上のような結果が出ております。

最後に、これらの結果を受けて、市はどのように条例等を含めて認識しているかということ、簡単ではございますが、説明させていただきます。

まず、1番目の市が行っている施策等の整備、運用状況ですけれども、参考資料2にあるとおり、条例の各条項に伴う施策事業などは各条文に基づいて全体的には整備がされております。

2番目として実績数値ですけれども、先ほどご説明したとおり、パブリックコメントの件数が多いこと自体が市民自治に関して一定の評価軸になるかということ、そこまでは難しいかなと考えております。また、市民参加の取り組みというものはどこまでなのかということも、それぞれの市民の皆様で範囲がばらばらということもございまして、ここまですべて市民参加の取り組みですよという評価範囲の特定がなかなか難しい状況にあると考えております。

3番目は、施策等の市民の意識をどのようにとらえるかということですが、自治基本条例の第1条及び基本理念の第4条、基本原則の第5条を書いていますけれども、まちづくりの基本原則である第6章に書いてありますが、やはり、ここが最も重要な取り組みということで、我々は平成19年から重点的に取り組んでまいりました。このことにつきまして、市民参加の推進については、一方で市政へ参加することを希望していないというような報道もございましたけれども、そういった中で市政へ参加したいという方が76%いらっしまった結果になっておりまして、そのときと同じ質問票の中で機会が少ないという結果も7割あったということにつきましては、実感が薄い状況ということで課題と感じております。このことについては、市民参加の手法の検証をもう一度やり直す必要があるのか、または市民へのPRが不足しているのではないかとこのころが考えられるのではないかと考えております。

また、情報共有につきましては、現時点でホームページを改修してしまいましたので、市民の意見をとるには適した時期ということではないのですけれども、今後、意識をより調査する必要があるのではないかと考えております。

また、身近な地域のまちづくりの推進については、条例ではまちづくりセンターを拠点とした進め方を考えておりますが、そのまちづくりセンターの機能面がなかなか浸透していないということがございますので、こちらにつきましては、より皆様に知っていただく、少なくとも利用する以前に知っていただくことが重要ではないかと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ただいま、議事でいいますと（３）の市民自治に関する市民意識の調査結果についてというものと、（４）にございます現状の施策・取り組み等に対する市の認識についての両方を、資料３から資料６までに基づきまして説明をしていただきました。

まず、これらの説明につきまして質疑をお願いしたいと思います。全体のどこからでも結構ですけれども、順番からいきますと、資料３のところでは何かございますでしょうか。

では、時間の節約のために私から質問します。

職員の手引というものがあるということですが、これは前にいただきましたか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 渡していないかもしれません。

○佐藤座長 特に秘密でなければ、もらえないでしょうか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） ご用意します。

○佐藤座長 手引がどのように書かれているかということを知らないと、逆に言えば手引の内容も含めて評価ということも場合によっては必要ではないかと考えましたので、あれば出していただきたいと思います。

ほかに何かございせんか。

○横江委員 職員の責務というところで、直接関係するかどうかはわかりませんが、昨今の震災等で企業もボランティア休暇ならぬ職員の各種活動をやられていると思いますが、PTAとか民生委員とか保護司とか課長、部長でもいらっしゃいますが、札幌市の場合はその辺のことは今後どのように考えているかということをお聞きしたかったのです。

○事務局（高野市民自治推進室長） 室長の高野です。

東日本大震災は、本当に各自治体ともいろいろな動きをしまして、きのう市長の記者会見をしたのですが、今、だんだん公的な支援から徐々にNPO等を中心とした市民活動という側面の広がりを見せているのです。そこで、札幌市としても、新しい公共の担い手として、そういうNPO等の市民活動と一緒にコラボレーションでやっていこうということで、昨日、市長の方からも生活支援のネットワークということで打ち出しています。札幌市でも、特にNPOの支援ネットというものが新しくできた経緯がありまして、そこを中心に活動を始めているところです。

○横江委員 ありがとうございます。

職員の意識を高めるということでは、職務としてやられる場合と職務から離れて地域の市民としてどれだけ参加されているか。一生懸命やってくださっている職員もいますが、もっともっと参加していただけると地域の力になるかと思えます。それをバックアップできるような職員に対する福利厚生ではないですけども、その辺を充実していくと、もっともっと意欲が高まるのではないかというふうに期待しています。

○事務局（高野市民自治推進室長） 人的支援については、市長会などを通しまして、うちとしてもかなり派遣しています。当然、初期段階では消防とか水道という技術的な分野の部隊が行っておりますし、市の職員、あるいは町の職員が犠牲になったということで、事務的な能力がかなり悪くなってきているということがありますので、その事務職とか一

一般的な技術職の者たちも短期間、あるいは長い人では1年ぐらい向こうの方に行かれる方もいるということで、今は本当に五、六十名の体制で向こうの方に行っている最中でございます。

それから、職員の任意のボランティア休暇がございまして、今回は、特に被災者活動などでボランティアがきちんととれるような制度の仕組みも、今、職員部を通じて構築中ということで聞いております。

○横江委員 ありがとうございます。

○佐藤座長 特に資料3のところではかにかがでしょうか。

今、手引を配付していただきましたが、同じく右側の方にチェックリストで簡素化というものがありますけれども、これはどこがどういうふうに簡素化されたのでしょうか。

ついでに、後でもいいのですが、事例集というものが各年度発行と下に書いていますね。

○事務局（小澤地域支援担当係長） チェックリストは、今すぐ出せますので、旧式と新しく改善したものはお持ちします。

あと、参考事例集につきましては、必要最低限しか刷っていませんので、全部足りるかわかりませんが、あるものについては重たいので、各委員に郵送させていただきます。

○佐藤座長 これは、ネットなどでは配信されていないのですか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 配信していますけれども、場合によっては100ページぐらいになりますし、せつかくです所以我々の方から郵送させていただきます。

○佐藤座長 わかりました。

97%の職員に周知というふうに左側の下から4行目ぐらいにありますね。「周知」という言葉が使われているのですが、これは皆さんちゃんとわかったという意味なのでしょうか、それとも知らせましたということですか。

○事務局（高野市民自治推進室長） 理解されるよう周知をしましたという意味です。

○佐藤座長 ご回答ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤座長 もしよろしければ、資料4の方で具体的な質問はありませんか。

○横江委員 資料4ですが、第28条のまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりで、87のまちセンのうちの自主運営が8カ所かと思いますが、これは強力で推進した結果でしょうか、それとも自然にということでしょうか。

○事務局（高野市民自治推進室長） まちづくりセンターについては、今おっしゃられたとおり、今現在8カ所になりました。特に南区が多くて、もう5カ所ということです。これは、特に強制ではございませんので、あくまでも自然発生的に、もしやりたい地域があれば手を挙げてくださいという趣旨でやっております、市が何か強制的にと強力でということではございません。

ただ、今回の市長の公約では、さらに10カ所ということで考えておりますので、目標というか、指標はあるのですけれども、何回も言いますが、それは地域がやりたい場合ということでやっております。

○横江委員 それに関しまして、今回の選挙で対立候補におきましては、まちセンの自主運営につきましてはもとに戻すというような公約もあったかと思いますが、その辺は何かご意見はございますでしょうか。

○事務局（高野市民自治推進室長） それは、対立候補なので見解の相違ということもあるのですけれども、確かにメリット、デメリットはあると思います。やはり、よかったという話を聞くときに、何がよかったのかというと、地域の一体感が高まったとか、地域の裁量権ということで自分たちの好きなように運営できるようになったというメリットを言われる反面、所長になる人材がなかなかいないとか、うちが委託している予算面ではちょっと苦しいとか、それから、一番言われるのは、行政の職員がいないと地域の中立性が保てないということもございます。

ですから、これに関しては確かにメリット、デメリットがあると思うのですけれども、私どもとしては、それは地域の発意なので、そこはやりたいということで進めたいと思っております。実際に、私は昨年、87カ所の地域を訪問したのですけれども、今まださらに11カ所でやりたいという動きがあるものですから、それは地域の声として重く受けとめなければいけないと思っております。そこは、対立候補の方がどういうお考えで言われているのか認知しておりませんが、私どもとしては、地域主権あるいは住民自治ということでやりたいということであれば、それは尊重したいというふうに考えております。

○横江委員 これにつきましては、多分、市民グループ、NPOと各町連、まちづくり協議会が強力にタッグを組めば大きく前進するものと思っております。何年前に各地域で活動している市民グループ、NPO等を調査した結果がまとめられて報告書が出ておりますが、その実態について各地域で把握していないということが現実的にあります。一部、町連会長では把握している方もいらっしゃいますが、いろいろ交流していますと、どうも地域での横の連携が、まちづくり協議会等があるにもかかわらず十分ではないので、その辺が弱点かなと思っております。今後、その辺をうまく、情報の共有化と言っていますが、前のページにもありましたけれども、共有するだけではなくて、編集力を高めて価値観まで共有できるような体制に持っていけば、もっともっといい地域づくりができるのではないかと考えております。

○事務局（高野市民自治推進室長） おっしゃるとおりです。

今、まちづくり協議会も76地区83協議会あるのですけれども、まだまだ情報交換の場だけで終わっているようなところもありますし、独自の会計を持っていないようなところも結構ありますので、今後は、今、委員がおっしゃられた情報の共有、提供も含めて、さらにまちづくり協議会がパワーアップしていくように取り組んでいきたいと思っております。

福士（昭）委員、今、南区のまちセンの自主運営化がもう5カ所なのですけれども、実体験としてどうですか。

○福士（昭）委員 このことについては、今、高野室長がおっしゃいましたように、強制ではないよと言うのだけれども、市自体も将来のあり方というものを提示するのであれば、地域の連合体というのは財政や人的な部分も含めて非常に大変な時代が来ると思いますので、どこかではっきりと出してもいいのではないかと私は思います。そうしないと、どうしても形骸化しそうな感じがします。

市長が十何カ所とかさまざまな公約を掲げていますけれども、本来、これは行政サイドから出る話ではなく、いわゆる現場の方から出るのが自然の形だろうということで私は取り組みました。もう一回、そういうことを考えた中でPRを含めた、逆に待つのではなくて仕掛けるということも必要ではないかと思ひますし、そうすることによってトータルでの自治というものがさらに大きく、これはすべてではないのですけれども、一つの手段の中では自治の推進につながるのではないかと思ひます。

○北野委員 この条例の中にもいろいろあるのですが、札幌市自体の姿勢として、今、委員が言われたように自主性、自立性という言葉がたくさん出ているのです。ということは、それをどうとらえるかですね。要するに、今言ったように深くかかわっていかないということにもなるわけです。

この部分で私が何を言わんとするかというと、こういうふう自主運営化をするという地域は、その地域の町内会も含めていろいろな情報がわかるわけです。しかし、自主運営化ということを全く考えていない地域の町内会の皆さんはわからないわけです。そうすると、情報共有、情報共有と言っておりながら、こういう積極的なところはわかる、ほとんどのところは町内会の情報すらもわからない、そこら辺を札幌市としてどういうふうと考えていくかということだと思ひます。そういうことをしないで、平成20年度に1回、連町会長に対して説明しただけです。それが、果たして各町内会にどういうふうにおろされてどうなっているか、それぞれの連合町内会の中でどういう話し合いがされているのか、その検証がされていないところが私も一市民として非常に残念です。この取り組み自体は、福士（昭）委員が言われたように非常にすばらしいものだと思うのですけれども、それが多くの市民に知らされていない、深くわからないというところが非常に残念だと思ひます。

○福士（昭）委員 関連するのですが、先ほど横江委員がおっしゃった今回の選挙の公約でもとに戻すという発想の候補者がおりました。これは、札幌市の行政をよく知らなくてこういうことを言ったのかなというのが私の印象です。やはり、一つのシミュレーションとして、これから間違いなく、例えばまちづくりセンターといえども、いわゆる民営化の方向にならざるを得ないところがあると思ひます。そうしたときに、そこに関係する地域住民の毎年の事業運営を含めた流れの中においては、今、地域は交付金でやっていますけれども、やはりお金という部分は当然必要になってくるのです。

我々がやってみて非常によかったと思うのは、以前にあった簡保の手数料がなくなりましたから、これにかわる形ができて従来と変わらず事業展開ができるので、そこをどんどんPRした方がいいと思います。私は、10区を見て、全くその意識すらないところがたくさん感じられるのです。やることよってのプラスの面はたくさんありますから、そういうものを大いに拾い上げて、まず取り組んでみるということです。私は、いろいろな会合の中で、各連合会の会長に言っていますから、そういう流れは徐々にできつつあります。ですから、行政サイドも大いにPRすべきことだろうと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

○事務局（高野市民自治推進室長） 今、お二人から貴重なご意見をいただいたのですが、けれども、地域自主運営につきましては平成20年度からやっていますが、毎年、説明会みたいなものはやっているのです。それから、いろいろなところで呼びかけはしているのですけれども、確かに北野委員がおっしゃるとおり、まだまだ浸透していないという感触があります。今後は、私も去年に87カ所を回りましたけれども、地域自主運営につきまして再検証をして、将来に向けていろいろ検討していきたいと思っております。

○佐藤座長 貴重なご意見をありがとうございます。それぞれ貴重なご意見だったと思います。

まとめますと、今、北野委員がおっしゃったことは重要な視点だと思います。自主運営をしているか、していないかによって情報格差が生ずるのではないかとということでございます。この辺は、どうとらえるか非常に難しいといいますが、判断の分かれるところではございますけれども、市のサイドとして、もちろん情報格差があってはいけないわけですが、自主運営のメリットをもっときちんと説明すべきだというのは福士（昭）委員並びに北野委員のご意見ではないかと思えます。

ほかに何かありますか。

○丸山委員 丸山です。

今の議論は、大変そのとおりだと思えました。まさに今、試行錯誤しながらも進んでいる自主運営のやり方、自主運営組織の交流、そしてお互いどんなふう知恵や力やお金をつくり出してやっているのかという、まさに一緒に悩む仲間同士なのだということをもっとみんなに行き届くように市がサポートする仕組みづくりが必要だと思います。そんなにうまくいくのなら、苦勞もあるけれども、実りが多いならうちの地区もぜひやってやろうではないかという声、機運が高まるように動いていくことができればいいなと思います。そのために市は何ができるのかという考え方をする必要があります。

そこで、質問です。

資料4の一番最後のデータですが、元気なまちづくり支援事業による財政的支援ということで、平成17年度から約4億円となっていて、その下にデータがありまして、活動事例数の推移、まちづくりセンターがかかわる地域のまちづくり活動をまちづくりセンターを経由して調査したものと書いてあります。この読み取り方なのですが、この4億円と、

この下の事例数のかかわりをどういうふうに取り扱ったかということもわかりませんでした。特に、まちづくりセンターがかかわる地域のまちづくり活動という定義づけでデータがとられているようですけれども、どういうものをまちづくりセンターがかかわる事業としてここに集めたのか、そのかかわる内容を知りたいと思います。

と申しますのは、例えば、チラシを張ってあげましたというレベルから、まさに自主運営のコツとわざを共有しよう交流会みたいなものまで、いろいろなレベルがあると思うので、その辺の内訳と4億円と数の関係性をもう少し理解したいと思っております。

以上です。

○佐藤座長 今のことに関して、私も聞きたかったところがあります。むしろ、表の読み方で、例えば一番右端で言いますと72件と531件があって、下の説明からすると、それを足すと603件になります。そうすると、上の852件は一体何なのかということがわからないのです。これは、それぞれ独立してあるものなのか、下の既存継続と新規継続を足すと継続事例数になって、総事例数とは一体何なのかということがわからなかったのですが、それも含めて説明をお願いします。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 見にくい資料で申しわけありません。

まず、丸山委員の質問に答えますと、平成17年度から約4億円とありますけれども、予算は多少上下していますので、約ということで書いています。このまちづくりセンターにかかわるといえるものですが、この程度は、委員が言われたとおり、例えば何かの講座をやるときにまちづくりセンターの掲示板に張るとか、パンフレットラックを置くとか、会場の場を提供するというものも含めます。また一方では、まちづくりセンターにも予算がありますので、その予算を使って支援した場合、または区単位では助成金制度がありますから、その活動助成金を使ってまちづくりセンターの地域で活動した場合もまちづくりセンターで把握しています。ですから、実はかかわり方は多様にあって、直接お金が出ている場合とそうでない場合も含めてカウントしております。

この数字の見方の一つとして、座長からのご指摘も含めてのご説明になるのですが、総事例数の852という数字は、もうやっていない既に終わってしまっている事業も含めたものです。ですから、例えばこれまでの経過の中で平成17年度と平成18年度にはやりましたというものであって、この後はやっていませんというものを1カウントとして数えている数字です。ですから、終わった事業、まだ継続している事業の全部を含めた数字が852件です。

それから、603件を継続事例数と書かせていただいていますけれども、852件から減っている分は既に終わっている数字です。ですから、事業としては終了しているものですので、平成22年度の数字としては、現時点で地域にあるという事例は603件ということになります。

それから、72件の数字の見方ですが、これは旧連絡所の時代から取り組まれている地域の活動になります。こちらにつきましては、平成16年になりますが、連絡所当

時はもともと94事例ございまして、それが今は事業終了ということもあって72件に減っているという観点です。

531件の数字は新規継続と書いていますけれども、これはまちづくりセンターになってから生まれた事業で、かつ今も継続されているものという考えでございまして。

わかりにくくて申しわけないのですが、以上でご理解いただけましたか。

○佐藤座長 丸山委員、はいかがでしょうか。

○丸山委員 ご説明をありがとうございます。

ご説明いただいて読み取れました。ただ、ここの集積までのデータに何かヒントが隠されていないかなと思ったのです。どんなかわり方があり、どこにお金が動いていて、どんな活動が行われたのかということがもう少し全体に見えると、まさに今後の自主運営のやり方の例のようなものになると思います。どういってお金の使い方ができるのか、どんなふうやっていくとうまくいくのか、継続しているものが残っていくわけですから、まさにこの中に秘密が隠されているのではないかと思いますので、もうちょっとここを詳しく読み取れるようなつくり方をすべきだと思います。ですから、ここになる前のデータを拝見できると、何か秘密が読み解けるかもしれないなという気がいたします。

気がしただけなので、わからないのですが、以上です。

○事務局（高野市民自治推進室長） そうなると、やはりどういう活動内容をやっているのかということ、少し一覧的にごらんになれた方がよろしいかと思います。実際に、この72件の旧連絡所時代のものがありますけれども、これというのはほとんど地域のお祭りとか運動会のたぐいなのです。それも、だんだん今は高齢化が進んで地域の担い手がいなくて減ってきているという現状で72件なのです。

そして、新規継続というのは、まさにまちづくりセンターができてからのソフト事業などです。地域によっては雪あかりなどいろいろな事業をやっていますけれども、そういう事業の中身をお見せした方がよろしいと思います。それにつきましては、今後の自主運営のこともありますので、データとしてごらんいただくように、次回、調整したいと思います。

○佐藤座長 もちろん、次回で結構です。

その際に、今、丸山委員がおっしゃったことから私もふと思ったのですが、つまり自主運営をしていらっしゃる富士（昭）委員のようなところではどういうふうになっているか、そうでないところはどういうふうになっているかというデータがあると、今、丸山委員がおっしゃったような観点が読み取れると思います。意外と違わなかったりすると、がくっときますけれどもね。

○事務局（高野市民自治推進室長） 確かに、そういうものは私どもの方で検証していないので、そういう自主運営をやっている8カ所とそれ以外のところと取り組みの違いがあるかどうかも含めて調べてみたいと思います。

○佐藤座長 よろしく申し上げます。

○丸山委員 ぜひ地域でどんなふうに行っているのかという生の報告みたいなものも、オプションでもいいので、聞かせていただけるといいかと思います。

○喜多委員 私も、麻布の自主運営にかかわっているのですが、ほかでどんなことをやっているのかということがわかりません。自主運営になって私たちNPOがかかわれるようになったという経緯がありまして、私たちNPOにとっても自主運営はきっかけになったところがあるので、ぜひほかのところの状況も聞きたいです。

○佐藤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○丸山委員 ぜひ、そういう機会を何とかしてうまくつくりたいと思います。例えば、それについて次回の委員会で30分を使ってやるという方法もありますが、私はそれではとてももったいないことをしていると思うのです。もっと聞きたい人がいると思います。では、どんな方法で市民にそれを伝えていくのか、届けていくのかというやり方を同時に考えていけたらいいなと思っています。この委員会自体はトライアルをどんどんしていけるような、もしくはオプションでも構わないので、市から何か支援してもらって、そういう形をつくっていくことができたらおもしろいと思っています。

○佐藤座長 ありがとうございます。

○事務局（高野市民自治推進室長） 例えば、そういう活動を現地に行って実際に視察するというオプションも含めてということですか。

○丸山委員 15分ぐらいでポイントを……。

○事務局（高野市民自治推進室長） それを発表してもらおうということですね。

○佐藤座長 例えば、福士（昭）委員にこうですよという話をさせていただくということですね。

○福士（昭）委員 参考までに、何年かやった結果がありますが、もう既に、年に数カ所、頼まれて講演をしているのです。

それから、先ほど喜多委員から出ましたけれども、南区は5カ所ですから5カ所のお互いの問題点を毎月1回持ち寄って検討しているのです。そして、将来的には、東区とか麻生とか豊平も自主運営をやりましたので、そういった方々も我々がやったことと何とか同調すべく、いわゆる横断的な検討会議でも何でもいいからやろうということで動いています。ですから、それは幾らでも発表できると思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

次回以降、あるいは今、丸山委員からオプションという話がありましたが、委員会そのものというよりは、委員の皆さんも含みつつ若干幅広くという機会があればよろしいのではないかというご意見であったと思います。

○北野委員 これだけは資料をお願いしたいと思っているものがあります。今、NPOのお話が出まして、前回も出たのですが、まちづくり協議会のメンバーを各まちセンでわかっていると思うのですけれども、その中に町内会、連合町内会以外にどういう団体が入っ

ているのかという資料も出していただければありがたいと思います。

○事務局（高野市民自治推進室長） まちづくり協議会には、学校とかPTAも入っているのですが、正直に言うと、私は去年回って感じましたのは、NPOというのは、地域限定ではなくて札幌市全体で動いているところが多いものですから、その地域に特化したところはなかなかないのです。ただ、今、北野委員がおっしゃったように、NPOにかかわらず、その構成メンバーも次回にお示ししたいと思っております。

喜多委員に伺いますが、麻生地区は、まちづくり協議会になって自分たちNPOがより入りやすくなったということですが、その辺は従前の直営のときと比べると全く違う感触ですか。

○喜多委員 まちづくりセンターが自主運営になるときに、6回ぐらいのワークショップをやったのです。そのときに、町内会の方とかいろいろな方と話し合えたということが私たちの財産になっています。北老人センターとつながっていったり、密になって後退するときもあるのですが、ネットワークが広がってきたということがあります。

先ほど、NPOが地域限定ではないとおっしゃっていましたが、NPOと町内会の方でまちづくりの見方が違うので、その地域にかかわるNPOの方もぜひ入れていただいて、その人たちの意見も聞いて交換するという場を設けたらいいかなと思いました。

○事務局（高野市民自治推進室長） やはり、自主運営と違って直営となると、町内会が中心になるものですから、NPOの方はなかなか入ってこられないのですが、いろいろな声を聞くと、まちづくり協議会になってから自分たちも入れるようになったというお話もあります。やはり、今までの町内会単位だと町内会の加入者にしかいろいろなものを配っていなかったけれども、まちづくり協議会になってから、その地域住民全員にそういうことができるようになったというメリットもあります。ですから、これからは、麻生地区のように、NPOとか地域のいろいろな方が入っていけるような仕組みになっていけばいいなと私も思っています。

○佐藤座長 ありがとうございます。

それから、先ほど資料の中でまちづくり協議会の設置状況の説明があったのですが、ちょっと理解しにくかったのです。一昨年度の75地区から昨年度は76地区になって、下の協議会数は83、83と変わらず、上は87と書いてありますね。それぞれの数字の違いですね。設置地区はふえたけれども、協議会数は変わらないのです。その辺の説明をお願いします。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 説明します。

市内は、まちづくりセンターがある地区が87地区です。まず、これをベースとして考えています。その中で、設置地区のカウントですが、これはあくまでもまちづくりセンター区域で数えた数字ですので、87あるまちづくりセンター区域の中で76地区に協議会が存在するということです。その中で、まちづくり協議会を二つ持っている地域が幾つかございます。特に、中間連町と言われますけれども、連町が二つある場合はそれぞ

れでまちづくり協議会を持っているというケースもございまして、重複して持っている地区も幾つかございます。そちらの方は我々の方で把握しておりますので、次回ご説明しますけれども、そういったこともあって76と数字が合わないで83協議会になっております。

○佐藤座長 わかりました。ありがとうございます。

資料4について、ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 それでは、資料5についてはいかがでしょうか。

ここは、市民の意識調査の結果ですね。

これも、いろいろな調査が錯綜していて、何をどう読めばいいのか非常にわかりにくいのですが、左側の情報共有のところで、何年か前の市民を集めた評価のときに、広報について評価をしていたことがあったような気がしますが、それはここに入っていないんですか。私の記憶違いかもしれません。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 広報さっぽろですね。

○佐藤座長 はい。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 今回の資料には入っていません。以前、検討した段階では、ホームページのモニタリング調査の結果とか、全政令指定都市の中におけるホームページの閲覧件数の状況も分析、検討したことがございます。ホームページについては、先ほど言ったようにリニューアルしたということと、広報さっぽろについては、その都度、紙面は検討を反映させていますので、そういった意味も込めまして経年的な比較がなかなか難しいと思ひまして、今回の資料には載せていないということです。

○佐藤座長 わかりました。

この部分について何かございませんか。

どういうふうに評価したらいいのか非常にわかりにくいので、もう少しきっちり見てからにしようと思ひます。

○事務局（高野市民自治推進室長） このアンケート調査ですけれども、先ほど小澤の方からもご説明したのですが、やはり、アンケートを聞くときの内容というか、やり方なのです。ですから、例えば市政に参加したいと思うか、まちづくりに参加したいと思うかというときに、では市政参加というのはどういう場合を言うのか、まちづくり活動に参加するといってもまちづくり活動とは何なのかということをしっかり説明しないと、確かな評価はなかなか出てこないのです。ですから、この数字については、私どもも反省して、次回からいろいろなアンケートをとりますけれども、その辺を詳細にやっていきたいと思ひています。例えば裁判員制度のように、皆さん当初はやってみたいと言うのですけれども、実際に来たらみんな敬遠するというケースと同じなのです。ですから、アンケートのとり方もいろいろ考えなければいけないなと思ひています。

○佐藤座長 ありがとうございます。

アンケートはなかなか難しいので一筋縄ではいかないのですけれども、一応、数字として、データとして出ているということを了解します。

それでは、資料6について何かございますでしょうか。

こちら意識調査が入っておりまして、左側がそうですね。これは、開催地区33地区でそれを類型化したということですが、この調査に応じた人たちはどこが多かったとか、ここは余りいなかったというものはありますか。平均的にこれぐらいということなのか。
○事務局（小澤地域支援担当係長） 当然、多かった、少なかったはございます。多かった地域では、元町地区です。

○佐藤座長 どこの地区というよりも、都心部とか郊外部を類型化しましたね。それで言うと、どの辺は回答する方が多くて、どの辺は回答する方が少なかったかという程度でいいのです。

○事務局（小澤地域支援担当係長） どこというのは、今、さっと答えられませんが、私も一緒に回りましたので印象でお答えします。

やはり、郊外部と都心部は人数がちょっと少なかったと思います。それから、自主運営をやっているところを選んでいるのですけれども、こちらは若干多かったです。人数的には、大体1地区10人から30人ぐらいのところでございます。少なかったのは、定山溪ですけれども、こちらは1名ということでございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○福士（明）委員 全体として、一つは市の認識のところですが、一番最初に、札幌市の自治基本条例自体は、まさに全市のいろいろな事柄に関して規定している条例ということで、今回やっていただいたのは第6章の基本原則ですね。そこは、本当に市民自治の中核に当たる部分なので、札幌市としてはこの部分を積極的にやられて、成果は上がっていると思うのです。協議会をつくったり、自主運営をしたりという形で成果を上げられていると思いますし、仕組みもつくっていらっしゃいます。ただ、自治基本条例にはもう一つ重要なところがあって、やはり第5章も重要だと思うのです。第5章というのは総合計画とか財政の部分で、1年間で一気にやるのは無理ですが、先ほど一番最初に今回は重点事項を決めてやられるという話がありました。私も第6章を中心にやることには賛成ですが、将来的には第6章だけではなくて広く第5章の方も、意識を狭めないでやっていただければと思います。

○事務局（高野市民自治推進室長） 確かに、私どもの立場としては、第6章が中心ということはあるのですけれども、市全体としては、第5章の行政運営の基本ということで、上田市長も長総の見直しに力を入れたいということをお約束の中でも言っていらっしゃいます。それから、第3次の新まちづくり計画とか中期戦略ビジョンという中長期の計画については、市長政策室の方で今年度から積極的にやっていくことを考えていらっしゃいます。今、私どもの立場で第6章と言いましたけれども、市全体としてはすべての取り組みについてそれぞれの

所管がやっていくというふうに認識しています。

○富士（明）委員 確かに、私たちの所管は第6章ですというお気持ちはわかるのですが、自治基本条例自体は全市的なもので、各所管に対して言いにくいところはあるでしょうけれども、これは1年で終わる会議ではなくて将来に続いていくと思いますので、全体としてやっていくと。今回は第6章に力を入れられて、それを一層よくしていく仕組みをいろいろ情報提供していただきましたので、そういうものやっていくということでもいいと思うのです。ただ、第5章は私たちの所管ではありませんということではなくて、所管に入れていくという方向で考えていただければと思います。

○事務局（高野市民自治推進室長） 縦割りということではなくて、横ぐしを通してやっていきますので、何とぞひとつよろしくをお願いします。

○佐藤座長 あえて確認しますが、自治基本条例を所管する部署は市民まちづくり局の市民自治推進室という理解でよろしいですね。つまり、全体を所管しているという理解でよろしいですね。したがって、今、私も気になっていたのです。富士（明）委員がおっしゃるとおり、第6章だけでは中途半端だろうと、5年以内の見直しということであれば、当然、全体を見直すという話になるのだろうと思っていましたので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ。

○北野委員 今、富士（明）委員が言われたことですがけれども、目的を含めていろいろなところにおっしゃられたことが盛られていないのです。このパンフレットも、みんなのルールですと抽象的に書かれています。この自治基本条例が制定された目的は、今言われた必要性があってできたと思うのです。その部分がはっきり書かれていないから、何をどうとらえていいのかということが全くわかりません。ただ、みんなのルールとか市民が主役ですと書かれています、そこが明確にされないと、自治基本条例はあってもなくてもいいようなものなのかなというところから見え方になってしまうと思います。

先ほど、富士（昭）委員も言われましたように、まちづくりセンターの自主運営を含めて、やはり札幌市の財政がきちんと回っていくようにするために、この自治基本条例が制定され、それが本来の目的だということがどこにも書かれていないのが非常に残念だと思っています。

○事務局（高野市民自治推進室長） 確かに、パンフレットとかを見ますと、第6章が中心になっていますけれども、条例の中では、市民や議会、議員の責務とか市長や職員の職責といったこともありますし、行財政運営といった観点があるにもかかわらず、こちらの方では市民参加と情報共有みたいなことばかりで、肝心な施策面の関係とか人的な面というものが盛り込まれていないということですね。

○富士（明）委員 私は制定のときにかかわらせていただいたのですが、市の政策決定をきちんとできるようにしましょうと。行政運営の基本の第16条の2項が大事だと思うのです。例えば、計画とか財政とか評価というものをきちんと連携させていい政策決定をし

ていきたいと思います。ただ、札幌市としてそういうことをやっていただかないと、市民が参加してもきちんとした意思決定の仕組みがなされていないと、市民が言うのもうまい政策ができないということがあると思うのです。その前提となるのは、こういう行政運営をしっかりとやるということだと思います。

もう一方は、まさに市民自治ということで自主的にやっていく部分ですね。それでも、書いていないということではなくて、確かにはっきり書いていないかもしれませんが、情報共有と市民参加というものは強調されたものですから、今後、こちらの方を強調して書いていっていただければと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

これは、条例とはどういうものかというのは、特に自治基本条例のようなものと難しいです。通常、条例というのは、市役所が余計なことをしないようにコントロールすることが基本にあって、あとは市民生活がうまく円滑に動くように市民の皆さん方に協力していただく側面もあります。基本条例というのは、やや抽象的に書かれていますので、具体的な条例に比べますとわかりにくくなるという側面があるかと思います。したがって、今まさに北野委員がおっしゃっていましたように、現段階で、つまり5年ほどたった段階で、こういうところはもっと手厚くした方がいいのではないかと、きちんと書き込んだ方がいいのではないかと、それがあれば、それについて検討するというのは、先ほど係長からも話がありましたように、まさに7月までの検討課題の重要なところでございますので、そういった点を次回以降はどんどん出していただきたいと思います。

武岡委員、何かご意見はございますか。

○武岡委員 資料3と資料4にかかわることなのですが、よろしいでしょうか。

先ほど配っていただきました手引を見ていて気づいたのですが、7ページに市民参加とはとありまして、市民参加には二つの種類があると。この手引は、このうちの市政への参加を対象としていますとあるのです。しかし、市政への参加というのが、政策、施策、事業の形成から実行、評価、改善のそれぞれの段階で市民が市政に関して意見を述べ、提案し、参加することだと。もう一つは、身近な地域のまちづくりへの参加であり、町内会を初めとしたさまざまな組織や団体などの活動に参画することということで、要するにこちらは抜けてしまっているわけです。

この資料3と資料4を見ていると、タウントークをやりましたとかパブリックコメントをやったとか市政への参加についてだけ載ってまして、町内会とか、先ほどから話題に出ているようなNPOとの連携といったことがないような印象を受けました。でも、それはすごく大事なことだと思うのです。一般の人に市民参加とか市民自治といったときに、やはり審議会に参加することとかパブリックコメントで意見を言うということは、ここにありますが、敷居が高く感じられるというのはすごく納得がいきます。

自分自身の生活者としての実感から言っても、例えば日々のごみ出しはだれもがすることですが、ごみステーションの管理をやっているのはどこかといったら町内会なわけです。

ちょうど、この4月から段ボールは雑がみの日に出していけなくなりましたので、そういった機会をとらえて、コミュニティーとかまちづくりといったものを一般の人に考えてもらえるきっかけにできるのではないかと考えております。

また、私ごとですけれども、子育てをしまして、やはり自分の住んでいる地域にすごく関心を持つようになったのです。せつかくまちづくりセンターがあるので、行くとしたら日曜日しかないのですけれども、行ってみたいと思うので、ぜひ市政への参加だけではなくて、地域のまちづくりへの参加ですね。具体的には、町内会をどうするかとか、NPOとのかかわりとか、そういうこともこの会議の中で、できれば資料などを用意していただいて話し合っていく必要があるのではないかと思いました。

○佐藤座長 ありがとうございます。

○事務局（高野市民自治推進室長） 市政参加と先ほどのまちづくり参加と何が違うのかということですが、市政参加というと、まさにこういう諮問会議とか、パブリックコメントとか、あるいは市長がやっていますふらっとホームや「市長と“おしゃべり”しませんか」に出るといったことですね。一方、まちづくり参加とは何かといったときに、例えばごみの関係とか除雪ということもまちづくり参加なのだということがあります。私どもとしては、今、私が言ったとおり、市政参加というのはそういうことで、町内会でやるのはまちづくり参加だというふうにとらえているのですが、そこがわかりにくいということでしょうか。

○佐藤座長 いえ、両方必要ではないかと。

○事務局（高野市民自治推進室長） 両方必要なのは当然だと思っております。

○武岡委員 わかりにくいということではなくて、両方とも必要だということです。

○事務局（高野市民自治推進室長） それは、私どももそのとおりだと思っております。

○佐藤座長 それについてちょっと気になるのですけれども、たしか市民まちづくり活動促進条例というものがあつたような気がします。そちらとかかわってくるのかなという気もするのですが、この所管は違うのですか。

○事務局（高野市民自治推進室長） 担当はうちの部屋で、また課が違うのです。

○佐藤座長 恐らく、その辺も含めて何らかの説明がある方がわかりやすいのではないかと思いますけれども、武岡委員、どうでしょうか。

○武岡委員 自治基本条例の中で、まちづくりセンターを地域の拠点としたまちづくりということがうたわれていまして、そこで自治会、町内会などの地縁組織を核にまちづくり協議会をつくっているわけですね。ですから、この条例について考えるこの会議で、自治会、町内会、あるいはまちづくり協議会に入るであろうNPOについて検討するというのは、別に所管外の事項ではないと思います。

○事務局（高野市民自治推進室長） それは大丈夫だと思います。

○佐藤座長 よろしく申し上げます。

では、丸山委員、何かありますか。

○丸山委員 今、委員長がおっしゃられた市民まちづくり活動促進条例ですが、喜多委員と福士（昭）委員が委員をなさっていますね。そこでつながっているというような意識でよろしいのでしょうか。

○事務局（高野市民自治推進室長） そこは別会議で動いています。

○丸山委員 自治基本条例の評価ではありますが、今ご指摘があったように、強く関係するほかの条例や計画が存在すると思っていますので、まず、それが何なのかということは把握しておく必要があるのかなと思いました。

それから、今のこととずれるのですが、把握しておくべきこととしては一致すると思うのですが、今回、身近な地域のまちづくりにおいては、まちづくりセンターのことが随分たくさん出てきていると思います。しかし、条例の中では区におけるまちづくりというものもあって、本庁があって、区があって、まちづくりセンターがあるという構図が基本の地図としてあると思うのです。私自身の不勉強もあるのですが、区におけるまちづくりがこの基本条例ができてからどんなふうになってきているのか、その辺のことがわからないでおります。まちづくりセンターができたことによって、また条例ができたことによって、区との関係性などについて具体的にどんなことが変わってきているのか、進んできているのかということを知りたいと思っています。

以上です。

○事務局（高野市民自治推進室長） 区とまちづくりセンターというのは本当に緊密な関係があるのです。区の市民部に地域振興課がありまして、そこがまちづくりセンターを統括しているのです。当然、本庁サイドでは、私どもが87カ所のまちづくりセンターといろいろな連携をしています。

条例上では、これは別紙の方にあると思うのですが、第28条にまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり、それから第29条に区におけるまちづくりということで掲げられているのですが、特に第29条の区におけるまちづくりに関しましては、今、区の方で、元気なまちづくり支援事業という4億円の枠組みで各地域の方にいろいろ希望を聞きまして、あとはまちづくりセンターとしての事業も展開しております。

また、区民協議会というものも市長の公約に出ていましたけれども、一応、平成22年度中に10区すべて協議会を設置したところですが、その運営に関しては平成23年度から本格的になるのですが、その区民協議会の中で各まちづくりセンター地域のまちづくり協議会の意見なども集約しまして、区民協議会の方で取りまとめて、区の所管の方といろいろな連携を図っていくということで、常に連携した枠組みというものは区とまちづくりセンターの方で今後も図っていくことにしております。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ということは、参考資料2の第29条のところでございます全区に設置予定の「予定」は要らないですね。

ほかに何かございますか。

○北野委員 要望なのですが、町内会、自治会に関するアンケート調査結果が出されています。北海道新聞にこちらから出されたと思うのですが、区ごとの加入率ということで、白石区が56%などという数字が出ています。やはり、これ自体の活用の仕方として、全的にぼんと出されるだけではなくて、区別に出す、それからまちづくりセンター単位でフィードバックする、それから連合町内会単位でフィードバックするというフィードバックの形をとると、それぞれがどういうふうに出されたかという個別の町内会の情報は別にしても、そういう情報をもとにしてどういうところが問題あるのかというところがもう少しわかるのではないかと感じています。

もう一つは、これをとって札幌市としてどういう受けとめ方をして町内会、自治会にどういった問題点があって、札幌市としてどうしようとしているのかという見解も含めて、次回でもその後もよろしいですか、お出しいただければと思います。

○事務局（高野市民自治推進室長） それとは別に、昨年、私は87カ所を回らせていただいて、まちづくりセンター、それから各地域の検証、総括をしまして、市長の方にもご報告申し上げています。やはり、市役所と地域が同じ情報を共有し、そして同じ課題を認識して一緒になって課題解決に取り組んでいかなければいけないという視点で、今、各87地区ごとの地域カルテ、それから地域マップというものを作成中です。既に基本データはすべてそろってしまっていて、この地域は何が強いのか、何が弱いのかという地域ごとの課題などのデータをまとめて、ある程度の基本的なものはできております。これから、今秋に向けまして、各地域ごとに、あるいはまちセンの単位ごとに、地域の人にお諮りしながら、87地域分の地域カルテと地域マップを作成し、それを秋に公開する予定です。これは、単につくるのが目的ではなくて、それをツールとして、今後、地域の方と課題解決に取り組むということで進めている最中ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

予定の2時間がたってしまいました。今、次回以降の会議で出していただきたいという資料等が出ていましたし、さまざまなご意見をいただきました。次回以降は、そうした資料やご意見を踏まえた上で会議を進めてまいりたいと思ひます。

そのほか、特に第2回以降の会議でこういった資料が欲しいということがございましたら出していただけますでしょうか。

○横江委員 資料の一番最後に、市民自治に関する市民意識調査結果概要の右側の真ん中に市民参加の意識についての一番下に身近な地域におけるまちづくりの推進ということがありますが、このデータを見まして非常に希望を持っています。市政に参加したいという回答が76%、機会が少ないが69%です。まちづくり、市政参加、区の行事等の参加、いろいろな話し合い、ワークショップに参加された方で、継続的に活動してもらえようような人材がまだまだたくさんいると思ひます。私はいろいろな協議会とか連町とかに出ますが、ほぼメンバーが固定です。新しい人材がこれだけ眠っているというか、興味を持っているということに非常に期待を持っています。まちづくりセンターを核としてもっといろいろ

いろなことができるなというふうに非常に希望を持っていますので、その辺を強く推進していただきたいというふうに思っています。

○佐藤座長 ありがとうございます。

○事務局（高野市民自治推進室長） その点については、本当によくわかりました。

特に、今回の東日本大震災を見ますと、改めて地域コミュニティーが大事だと認識しました。各被災者の皆さん方が支え合って暮らしておりますけれども、今、札幌市は大都会ですからコミュニティーの意識がだんだん欠如してきていますが、ああいう大災害を見て、札幌市もコミュニティーの大切さを認識してもらいたいと思います。今、横江委員がおっしゃったとおり、このように参加したいという方が76%もいるということは、非常に期待が持てることですので、今後、市としてもそういうことに意を尽くしていきたいと考えております。

○佐藤座長 ありがとうございます。

後で追加していただいた資料などについても説明をいただきかけたところですが、時間が来ておりますので、今日のところはこれで第2回目の会議を終わらせていただきたいと思います。

その他、後でお気づきの点等は、事務局の方に資料の請求なり何なりをしていただいて、次の会議も実りあるものにしていきたいと思っております。ご協力をどうもありがとうございました。

市役所の方から何かご連絡はございますか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 途中でチェックリストを3枚配ったような感じがありますが、実質は2枚でございます。裏面と表面に情報共有（市民参加）と書いてあるものが古い方でございます。新しい方が、市民自治チェックリストと書いてありまして、裏面に子どもに配慮した情報提供、参加のポイントと書いてあるものが現行で使われているものです。

○丸山委員 いつからですか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） これは、平成22年10月から使われているものです。

○丸山委員 前のものはいつからいつまで使用していたのですか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 前のものは、平成21年4月から平成22年10月までです。

○事務局（高野市民自治推進室長） 1年半で変えたのです。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 子どもの権利条例が制定されまして、子どものまちづくり参加もより重視していくという観点から、市民自治チェックリストの方に子どもの参加の配慮がなされています。それから、記入について裏面、表面ということで面倒くさいということがありまして、1枚で把握できるように片面でチェックができるように改良しております。

真ん中のものは検討段階でつくったものですので、もう一枚のものは破棄していただきたいと思います。市民参加チェックリスト事業名などが書いてあるものがありますけれども、これは検討段階でつくったもので使われておりません。

○佐藤座長 わかりました。

ほかに事務局の方から何かご連絡はございますか。

○事務局（横尾市民自治推進課長） それでは、次回の日程などにつきまして、今年度から担当します川原よりご案内をさせていただきます。

○事務局（川原職員） こちらから失礼します。市民自治推進課の川原と申します。

今回から、本会議の担当をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いたします。

では、次回の会議の日程でございますが、5月中旬から下旬を予定しております、各委員の皆様方に、別途、私の方から日程調整表をお送りさせていただくなど個別に日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、本日の会議の謝礼の資料を未提出の方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に私の方にご提出をお願いいたします。

最後に、本日はマイクの不調で大変ご迷惑をおかけしました。おわび申し上げます。

以上でございます。

3. 閉 会

○事務局（横尾市民自治推進課長） これをもちまして、第2回市民自治推進会議を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上